

「佐賀県無料低額宿泊所の 設備及び運営の基準に関する条例 (仮称)」(案)の概要

健康福祉部 福祉課

制定の背景

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）」により社会福祉法の一部が改正され（令和2年4月1日施行）、社会福祉住居施設の設備及び運営の基準について、厚生労働省の基準省令に基づき、各都道府県（指定都市及び中核市も含む）において条例で定めることとされました。

この度、社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所に係る厚生労働省令が定められたことから、佐賀県条例を制定します。

期待される効果

- ・現在、県内では、無料低額宿泊所の届出はありませんが、一部事業者において利用者を劣悪な環境に住まわせ、提供されるサービスに見合わない高額な利用料を徴収する「貧困ビジネス」が全国的に問題となっています。本条例で法的拘束力を持つ最低基準が創設されることにより、貧困ビジネスの発生が予防され、利用者が安心して無料低額宿泊所を利用することができます。

制定内容

- 1 次に掲げる事項について定めます
 - (1) 無料低額宿泊所の職員数に関する事項
 - (2) 居室の床面積に関する事項
 - (3) 利用者の処遇及び安全確保並びに秘密の保持に関する事項
 - (4) 利用定員に関する事項
 - (5) その他運営に関する事項



佐賀県条例においては、厚生労働省令の基準を基本とし、一部の内容については佐賀県独自の基準を追加して定めることを検討しています。

佐賀県の独自基準①

以下の基準については、佐賀県の独自基準を検討しています。

項目 (省令)	省令の基準 (概要)	佐賀県の 独自基準 (案)	独自基準を 定める理由
基本方針 (第3条)	入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	無料低額宿泊所の経営について、暴力団関係者の関与を排除する規定を追加	救護施設等の条例にも同様の基準を規定しているため。
職員等の資格要件 (第6条第3項)	職員（施設長を含む。）及び運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。	施設長に関して、暴力団関係者の関与を排除する規定を追加	救護施設等の条例にも同様の基準を規定しているため。
非常災害対策 (第8条)	非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に職員に周知しなければならない。また、避難訓練等を少なくとも1年に1回以上実施しなければならない。	原子力災害に係る災害対策等を追加	救護施設等の条例にも同様の基準を規定しているため。

佐賀県の独自基準②

項目 (省令)	省令の基準 (概要)	佐賀県の 独自基準 (案)	独自基準を 定める理由
居室の床面積 (第12条第6項第1号八)	居室の床面積は、 7.43㎡以上。ただし、 地域の実情によりこれ により難しい場合は、 4.95㎡以上。	ただし書き以下の規定 を削除	利用者に対するサービ ス向上の観点から削除。
職員の責務 (第22条)	職員は入居者からの相 談に応じ、適正な助言 及び必要な支援を行わ なければならない。	職員による暴力行為や わいせつ行為に対する 規制等、利用者保護に 係る規定を追加	救護施設等の条例にも 同様の基準を規定して いるため。
秘密保持等 (第28条)	職員は正当な理由がな く、入居者の秘密を漏 らしてはならない。ま た、無料低額宿泊所は、 職員であった者が正当 な理由がなく、入居者 の秘密を漏らすことが ないように必要な措置 を講じなければならない。	秘密保持対象者につい て入居者の家族も対象 者に追加	救護施設等の条例にも 同様の基準を規定して いるため。

今後のスケジュール

- ・令和2年2月定例県議会に条例案を提案予定
- ・令和2年4月1日施行予定